

17日(金)〜8月30日(木)まで
 ▼提出先 市役所社会福祉課・各支所市民課
 ▼問い合わせ先 市役所社会福祉課
 ☎ 672-6123

出石精和園外来療育相談

出石精和園は障害児等療育支援事業の一環として、専門職員が療育・支援等に関する助言・指導等を行っています。

▼相談日 第2木曜日の午後、第4土曜日の午前・午後

▼場所 出石精和園地域支援センター(仮称)
 豊岡市出石町町分212

▼相談員 倉賀野弘史氏(作業療法士・言語聴覚士)

▼相談内容

知的障害児(者)の療育や言語訓練について/重症心身障害児(者)の療育や機能訓練について/身体障害児の療育や機能訓練について/広汎性発達障害児(自閉症など)の療育について:等

▼費用 無料(事前に予約が必要です)

▼申し込み・問い合わせ先 県立出石精和園成人寮・地域支援室
 ☎ (0796) 52-15288

国民年金保険料の納付が困難なときは…

申請免除制度・若年者納付猶予制度をご利用ください!

国民年金は20歳から60歳まで、40年間加入し保険料を納めることになっています。しかし、時には病気やケガ・所得の減少・失業等により、保険料を納めることが困難なときがあるかもしれません。

そのような時には、申請して承認されると保険料を納めることが免除される「申請免除制度」や保険料を納めることが猶予される「若年者(30歳未満)納付猶予制度」があります。

申請免除制度・若年者(30歳未満)納付猶予の概要

種類	保険料(月額)	所得基準(前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内で該当)	将来の老齢基礎年金額の計算には…(全額納めた場合との対比)
全額免除 若年者納付猶予	0円	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円	3分の1 (若年者納付猶予の場合は計算に含まれません)
4分の1納付 (4分の3免除)	3,530円	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	2分の1
半額免除 (2分の1免除)	7,050円	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	3分の2
4分の3納付 (4分の1免除)	10,580円	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	6分の5

※一部納付の場合は、保険料を納める必要があります。

対象となる人 本人・配偶者・世帯主の全員(若年者納付猶予制度の場合は本人・配偶者)が次のいずれかの要件に該当する人です。

- ・前年所得が少ない人(上記所得基準以内)
- ・失業・倒産・事業の廃止等があった人
- ・障害者又は寡婦であって、前年所得が125万円以下の人
- ・生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている人
- ・特別障害給付金を受けている人

手続きの方法 本庁又は各支所市民課へ下記のものを持参し手続きしてください。

- ・基礎年金番号の分かるもの(年金手帳または納付書など)
- ・印鑑
- ・失業等の理由とする時は「雇用保険受給資格者証の写し」など
- ・今年になって他の市区町村から転入した人は、所得証明書や源泉徴収票など前年の所得状況を証明するもの

※19年度申請は7月から受付を開始します。

参考・・・○:含まれる、×:含まれない

		納付	全額免除	若年者猶予	一部納付	未納
老齢基礎年金	受給資格期間	○	○	○	○	×
	年金額の計算	○	○	×	○	×
障害基礎年金・遺族基礎年金(受給資格期間)		○	○	○	○	×

※一部納付の場合は、保険料を納めていないと含まれません。

■問い合わせ 豊岡社会保険事務所 ☎ 0796-22-3196
 市役所市民課 ☎ 672-6120

